

会 見 年 月 日	令和6年10月25日（金曜日）		
担 当 課	環境課	（担当者名：丸尾、西原）	
問い合わせ先	TEL：0791-43-6821	（内線：2226）	FAX：0791-43-6892

## 赤穂市と関西電力株式会社との連携協定の締結について

赤穂市（市長 牟禮 正稔）は、関西電力株式会社（播磨・但馬担当支社長 森田 一士）との間で、次のとおり赤穂市のカーボンニュートラルの推進に関する協定を締結します。

### 1 協定締結式

日 時：令和6年10月25日（金）14：15～

場 所：赤穂市役所6階大会議室

### 2 協定締結の目的

赤穂市及び関西電力株式会社は、市内事業者等へのカーボンニュートラルの推進のため、互いに協力して取り組むことにより、地球温暖化による気候変動を抑制し、ひいては、市域の豊かな自然環境を将来にわたり守っていくことを目的とします。

### 3 連携する事項

- (1) 市内事業者への脱炭素推進に関すること
- (2) 脱炭素推進に向けた社会的気運醸成への支援に関すること
- (3) その他、両者が協議し、必要と認めること

### 4 協定先企業の概要

- (1) 名 称 関西電力株式会社
- (2) 所 在 地 〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号
- (3) 事業内容 電気事業、熱供給事業、電気通信事業、ガス供給事業 等

### 5 式次第

- (1) 開式
- (2) 出席者紹介
- (3) 代表者あいさつ
- (4) 協定書締結
- (5) 記念撮影
- (6) 質疑応答
- (7) 閉式

## 赤穂市と関西電力株式会社との カーボンニュートラルの推進に関する連携協定

赤穂市（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、カーボンニュートラルの推進に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、市内事業者等へのカーボンニュートラルの推進に関し、甲と乙がお互いの強みを生かし、互いに協力して取り組むことで、地球温暖化による気候変動を抑制し、ひいては、市域の豊かな自然環境を将来にわたり守っていくことを目的とする。

### （連携する事項）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 市内事業者への脱炭素推進に関すること
- (2) 脱炭素推進に向けた社会的気運醸成への支援に関すること
- (3) その他、両者が協議し、必要と認めること

2 前項各号に掲げる事項について、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、合意した取組みを随時実施するものとする。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、相手方が秘密情報である旨を書面で明示した上で自らに提供した情報について、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

### （有効期限）

第4条 本協定の有効期限は協定締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限3か月前までに甲又は乙からこの協定の解約若しくは見直しの意思表示が書面によりなされない場合は、引き続き1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

### （協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

（以下余白）

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ各1通を保有する。

令和6年10月25日

甲 兵庫県赤穂市加里屋81番地  
赤穂市

赤穂市長

乙 兵庫県姫路市十二所前町117番地  
関西電力株式会社

播磨・但馬担当支社長

## 赤穂市とのカーボンニュートラルの推進に関する連携協定の締結

2024年10月25日

関西電力株式会社

当社は、本日、赤穂市とカーボンニュートラルの推進に関する連携協定を締結いたしました。

赤穂市は、2022年7月に、2050年までにCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目指す「赤穂市ゼロカーボンシティ宣言」を表明されており、赤穂市と市内事業者の連携をより緊密にし、環境と成長の好循環を生み出し、市民の理解と協力のもとCO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組まれています。

赤穂市のCO<sub>2</sub>排出量の大部分は産業部門が占めていることから、本協定は、市内事業者等へのカーボンニュートラルの推進に関し、赤穂市と当社がお互いの強みを生かし、協力して取り組みを進めます。この取り組みを推進することで、地球温暖化による気候変動を抑制し、赤穂市の豊かな自然環境を将来にわたり守っていくことを目的としています。

具体的には次に掲げる事項について連携し、協力してまいります。

- (1) 市内事業者への脱炭素推進に関すること
  - ・事業者の脱炭素に向けた見える化やPPA\*および電動モビリティサービス導入等の脱炭素化に向けた取り組み
- (2) 脱炭素推進に向けた社会的気運醸成への支援に関すること
  - ・地域の方々に向けたエネルギーの利用や発電に関する啓発活動等を実施

以上

別添：赤穂市と関西電力株式会社とのカーボンニュートラルの推進に関する連携協定

※：PPA事業者が太陽光発電設備を購入し、需要家（電気を使用する企業）の敷地や施設に設置して、需要家がPPA事業者から発電した電気を購入するモデルの一つ。

PPAは「Power Purchase Agreement」（電力販売契約）の略。